

議案第 34 号

ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例

ひたちなか市部設置条例（平成6年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「企画部  
総務部  
市民生活部  
福祉部  
経済環境部  
建設部  
都市整備部」を

「企画部  
総務部  
市民生活部  
保健福祉部  
子ども部  
経済環境部  
建設部  
都市整備部」に改める。

第2条第1項の表中

「

福祉部	1 国民健康保険及び国民年金に関する事。
	2 高齢者医療に関する事。
	3 介護保険に関する事。
	4 保健衛生及び健康増進に関する事。
	5 地域医療に関する事。
	6 社会福祉に関する事。
	7 障害者福祉に関する事。
	8 高齢者福祉に関する事。
	9 児童福祉に関する事。

」を

「

保健福祉部	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国民健康保険及び国民年金に関すること。</li><li>2 高齢者医療に関すること。</li><li>3 介護保険に関すること。</li><li>4 保健衛生及び健康増進に関すること（子ども部が所掌するものを除く。）。</li><li>5 地域医療に関すること。</li><li>6 社会福祉に関すること。</li><li>7 障害者福祉に関すること。</li><li>8 高齢者福祉に関すること。</li></ol>
子ども部	<ol style="list-style-type: none"><li>1 子育て支援に関すること。</li><li>2 母子保健に関すること。</li><li>3 児童福祉に関すること。</li></ol>

」に

改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ひたちなか市部設置条例新旧対照表

旧	新	備考																						
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 市民生活部 <u>福祉部</u></p> <p>経済環境部 建設部 都市整備部</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部名</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>福祉部</u></td> <td>                     1 国民健康保険及び国民年金に関すること。                      2 高齢者医療に関すること。                      3 介護保険に関すること。                      4 保健衛生及び健康増進に関すること。                       5 地域医療に関すること。                      6 社会福祉に関すること。                      7 障害者福祉に関すること。                      8 高齢者福祉に関すること。                      9 <u>児童福祉に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>経済環境部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	部名	分掌事務	略	略	<u>福祉部</u>	1 国民健康保険及び国民年金に関すること。 2 高齢者医療に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 保健衛生及び健康増進に関すること。  5 地域医療に関すること。 6 社会福祉に関すること。 7 障害者福祉に関すること。 8 高齢者福祉に関すること。 9 <u>児童福祉に関すること。</u>	経済環境部	略	略	略	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 市民生活部 <u>保健福祉部</u> <u>子ども部</u> 経済環境部 建設部 都市整備部</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部名</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>保健福祉部</u></td> <td>                     1 国民健康保険及び国民年金に関すること。                      2 高齢者医療に関すること。                      3 介護保険に関すること。                      4 保健衛生及び健康増進に関すること <u>（子ども部が所掌するものを除く。）</u>。                      5 地域医療に関すること。                      6 社会福祉に関すること。                      7 障害者福祉に関すること。                      8 高齢者福祉に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td><u>子ども部</u></td> <td>                     1 <u>子育て支援に関すること。</u>                      2 <u>母子保健に関すること。</u>                      3 <u>児童福祉に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>経済環境部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	部名	分掌事務	略	略	<u>保健福祉部</u>	1 国民健康保険及び国民年金に関すること。 2 高齢者医療に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 保健衛生及び健康増進に関すること <u>（子ども部が所掌するものを除く。）</u> 。 5 地域医療に関すること。 6 社会福祉に関すること。 7 障害者福祉に関すること。 8 高齢者福祉に関すること。	<u>子ども部</u>	1 <u>子育て支援に関すること。</u> 2 <u>母子保健に関すること。</u> 3 <u>児童福祉に関すること。</u>	経済環境部	略	略	略	
部名	分掌事務																							
略	略																							
<u>福祉部</u>	1 国民健康保険及び国民年金に関すること。 2 高齢者医療に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 保健衛生及び健康増進に関すること。  5 地域医療に関すること。 6 社会福祉に関すること。 7 障害者福祉に関すること。 8 高齢者福祉に関すること。 9 <u>児童福祉に関すること。</u>																							
経済環境部	略																							
略	略																							
部名	分掌事務																							
略	略																							
<u>保健福祉部</u>	1 国民健康保険及び国民年金に関すること。 2 高齢者医療に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 保健衛生及び健康増進に関すること <u>（子ども部が所掌するものを除く。）</u> 。 5 地域医療に関すること。 6 社会福祉に関すること。 7 障害者福祉に関すること。 8 高齢者福祉に関すること。																							
<u>子ども部</u>	1 <u>子育て支援に関すること。</u> 2 <u>母子保健に関すること。</u> 3 <u>児童福祉に関すること。</u>																							
経済環境部	略																							
略	略																							